

## スポーツマネジメント研究会規程

(2009年1月1日改定)

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会を「スポーツマネジメント研究会」（以下「本研究会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本研究会は、事務所を東京都中央区日本橋1-4-12 日本橋センタービル10Fに置く。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本研究会は、スポーツマネジメントに関するナレッジを研究・蓄積するとともに、スポーツマネジメントに関するナレッジの教育、普及のための活動を行う。また、本研究会会員相互の交流と研鑽に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究会は次の事業を行う。

- 一 スポーツマネジメントスクール（以下「SMS」という。）のカリキュラム開発および運営
- 二 スポーツマネジメントに関するコンサルティング
- 三 会員の交流と研鑽に関する事業
- 四 セミナーおよび研究会の開催
- 五 その他、本研究会の目的に即した事業

### 第3章 会 員

(会員)

第5条 本研究会の会員の種別は、次のとおりとする。

一 研究員

SMSの講師を経験した者で、理事会の承認を得た者

二 会員

SMSを修了した者で、理事会の承認を得た者

(入会)

第6条 本研究会に研究員または会員として入会しようとする者は、所定の方法で会長に申請し、理事会の議を経なければならない。

2 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 研究員、会員は、理事会の議決によって定められた会費を毎年1月末日までに納めなければならない。ただし、年度途中入会の場合はこの限りではない。

2 既納の会費はおよびその他の拠出金品はいかなる場合でも返還しない。

(優遇措置)

第8条 会員は、本研究会が催す各種事業に優先参加することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 禁治産若しくは準禁治産または破産宣告を受けてとき
- 三 死亡したとき
- 四 除名されたとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一該当するときは理事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁解の機会を与えなければならない。

- 一、会費を1年以上滞納したとき。
- 二、本研究会の会員としての義務に違反したとき。
- 三、本研究会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(届出)

第12条 会員は、その氏名、住所または連絡先に変更があったときは遅滞なく本研究会にその旨を届け出なければならない。

第4章 役員および職員

(役員)

第13条 本研究会に次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 チーフ・コーディネーター 1名
- 三 専門研究員 若干名
- 四 理事 10名以上15名以内
- 五 監事 2名

(役員を選任)

第14条 会長、チーフ・コーディネーターは理事の中から互選する。

- 2、理事は、SMSの講師又はSMS講師経験者で、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3、専門研究員は、SMSの講師又はSMS講師経験者で、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4、監事は理事会の議決を経て会長が任命する。
- 5、監事のうち1名は公認会計士の資格を有する者とする。
- 6、理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は本研究会を代表し、本研究会を総理する。

- 2、チーフ・コーディネーターは、会長を補佐して本研究会の会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3、理事は、理事会を組織して会務を執行する。

(専門研究員職務)

第16条 専門研究員は、本研究会が実施するセミナー、研究会、およびその他の事業に参画するものとする。

(監事職務)

第17条 監事は、本研究会の業務および財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- 一、本研究会の財産の状況を監査すること。
- 二、理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三、財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
- 四、前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数の当該3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、当該役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第20条 本会に顧問を置くことができる。

- 2、顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3、顧問は、本研究会の運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(職員)

第 21 条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

#### 第4章 部会

(部会)

第 22 条 本研究会に、理事会の議を経て、必要な部会を置くことができる。

2、部会の委員は、会長が委嘱する。

3、部会の長は、委員の互選とする。

4、部会は、本研究会から付託された事案について調査研究し、理事会に報告する。

#### 第4章 会議

(理事会)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

2、理事会は必要に応じ会長が招集する。

3、理事会の議長は、チーフ・コーディネーターがこれにあたる。

4、監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

5、理事会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見や説明を聴くことができる。

(理事会の定数等)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面又は委任状によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

1、理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

2、可否同数のときは、議長が決する。

#### 第 5 章 規定の変更及び解散

(規定の変更)

第 25 条 この規程は、理事会における理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(本会の解散)

第 26 条 本会の解散は、理事会における理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(付則)

1、本研究会設立当初の会長・チーフ・コーディネーター・理事・専門研究員・監事及び顧問は、第 条の規程にかかわらず、次のおりとする。

会 長： 理事 青柳 正規

顧 問： 小林 寛道

チーフ・コーディネーター： 理事 広瀬 一郎 (スポーツ総合研究所株式会社 所長)

専門研究員： 理事 石渡 進介 (ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 弁護士)

(50 音順) 理事 北嶋 良亮 (株式会社電通パブリックリレーションズ 専任部長)

理事 久世 篤 (久世コンサルティング事務所 所長)

理事 升本 喜郎 (TMI 総合法律事務所 弁護士)

理事 間野 義之 (早稲田大学 准教授)

理事 山本 真司 (株式会社山本真司事務所 代表取締役)

監事 本間 浩輔 (ワイズ・スポーツ株式会社)

2、本研究会の会長・チーフ・コーディネーター・理事・専門研究員・監事及び顧問の任期は、2009年1月1日から2010年12月31日までとする。